

農薬の適正使用について

農薬は、使い方を間違えると生物や環境に大きな影響を与えてしまいます。その安全性は、厳しく審査され、安全性が確保されるよう、作物への残留農薬基準等が設定され、この基準を超えないよう使用方法が定められています。農薬の安全性は、定められた使用方法を守ることが大切です。農薬の使用前には、必ず容器のラベルを確かめ、使用方法を誤らないようにしてください。

1 農薬使用基準の遵守とは

農薬使用基準は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するために定められた基準で、農薬使用者は、この基準(使用時期及び方法その他の事項)を守り違反して農薬を使用してはいけません。

(1) 農薬使用者の責任

農作物、人畜、農産物及び農地・水産動植物・水質等環境への被害防止につとめなければなりません。

(2) 表示事項の遵守

食用農作物及び飼料作物に農薬を使用しようとする場合は、適用作物、使用量又は希釈倍数、使用時期、総使用回数を守らなければなりません。

(3) 帳簿の記載

農薬使用者は、使用年月日、使用場所、使用農作物名、使用農薬の種類・名称、使用量又は希釈倍数を帳簿に記載することにつとめなければなりません。

(4) その他

住宅地や周辺圃場・作物等への飛散防止、水田からの流出防止、土壌消毒剤の揮発防止等に努めなければなりません。

2 安全な農産物の生産のために

農薬を安全、適正に使用し、安全な農産物を生産するために次の事項に注意してください。

(1) 防除適期に効果のある農薬を選んで使用

- ア 病害虫の種類や発生状況を把握し防除が必要かどうか判断して使用する。
- イ 病害虫の発生状況に応じた、効果の高い農薬を選んで使用する。
- ウ 作物のどの部分に病害虫が発生しているかを知った上での的確に使用する。

(2) 安全使用基準(農薬使用基準)に定められた適切な使用方法による適量使用

- ア 散布、灌漑や浸漬など薬剤ごとに定められた方法で使用する。
- イ 作物の種類や防除面積を基に必要最小限の薬剤調製をする。
- ウ 周辺へ飛散しないよう風向きなどに注意し使用する。

(3) 作物、農作物や環境に対する安全だけでなく使用者の安全を確保した使用

- ア 作業は、マスク、手袋はもちろんのこと、保護メガネや防除衣を着用し実施する。
- イ 体調を整え、朝夕の比較的涼しい時間を選び、適宜休憩を入れ長時間の作業を避ける。
- ウ 作業後は、手・顔などを洗い、風呂に入って全身をきれいにし、飲酒は控える。

農薬とは、栽培目的、肥培管理状況は問わず、**人が栽培している植物**(芝、盆栽、草花、街路樹、山林樹木など。また玄米、伐採木など農作物から生産されたもので加工されていないものも含む)**を害する病害虫**(菌、線虫、だに、昆虫、ネズミ、その他の動植物又はウイルスなど)**や雑草の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤(除草剤など)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤**(一般に植物成長調整剤と呼ばれる。)をいいます。

農薬としての効能を謳って販売されている資材及び農薬としての使用が前提となっている資材は、農林水産大臣の登録を受けたものでなければ販売できません。

微生物、樹脂油等のみから作られている農業用資材や家庭園芸用資材であっても、農薬としての効能を謳って販売されている資材等は農薬登録が必要です。(特定防除資材は除く)

〔 参 考 〕

適用病害虫の範囲及び使用方法の一例

【スミチオン乳剤(MEP乳剤)の場合】(H18.4月現在の登録内容の一部を抜粋)

成分：MEP〔有機リン系、B類〕、性状：黄褐色可乳化油状液体、毒性：普通物

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	総使用回数	使用方法
いちご(露地)	アブラムシ類	2000倍	7日前まで	2回以内	散布
ほうれんそう		1000~2000倍	21日前まで		
ねぎ	アザミウマ類	700~1000倍 家庭園芸用 1000倍	14日前まで		
トマト	アブラムシ類 オビツユウハチケツウ	2000倍	7日前まで		
なす	アブラムシ類 テントウムシダマシ類	1000~2000倍	3日前まで	5回以内	
だいず	ダイズサタハエ、 シロイチモシ、マダラメイガ、 ダイズサマシガ、カメシ類	8倍 (800ml/10a)	21日前まで	4回以内	無人ヘリコプターによる散布
かき	カメムシ類 ハマキムシ類 アメリカシロヒトリ	1000倍	30日前まで	3回以内	散布
うめ	ハマキムシ類 アメリカシロヒトリ		14日前まで	2回以内	
ばら、きく	アブラムシ類	1000~2000倍	-	6回以内	

- 1) **作物名**： この農薬を使用することができる適用作物名。
ほうれんそうには登録あるが、同じ軟弱野菜の「こまつな」「しゅんぎく」には登録がないので使用できない。
いちご(露地)と登録されているので、ハウス等の施設いちごでは使用できない。
- 2) **適用病害虫名**： 防除の対象となる病害虫名(または雑草名)。
(雑草名)
ネギではアザミウマ類に登録あるが、いちごには登録がないためアザミウマ類防除のためには使用できない。
- 3) **希釈倍数**： 使用することができる濃度(面積や株当たりの施用量で示すこともある)。
(使用量)
ナスのアブラムシ類の防除は1000倍でできるが、同じナス科のトマトのアブラムシ類の防除は2000倍でしかできない。
- 4) **使用時期**： 収穫前の日数を表す。前日は、24時間後を指す。
ナスのアブラムシ類では、収穫3日前まで使用できるが、トマトでは7日前までしか使用できない。
- 5) **総使用回数**： 栽培期間中に同一農薬を使用できる総回数
(この場合、MEP(スミチオン乳剤の成分)を含む農薬の総使用回数で示される場合もある)。
ナスのアブラムシ類の防除では5回使用できるが、トマトのアブラムシ類の防除では2回しか使用できない。
- 6) **使用方法**： 農薬の施用法を示し、使用方法も登録されている。散布、灌注、塗布や無人ヘリコプターによる散布などの方法がある。

上記のうち、**作物名、希釈倍数(使用量)、使用時期、総使用回数**を遵守しないと罰則の対象となる。